

令和6年度 自治基本条例アンケート

「江別市自治基本条例」は、市民が主役のまちづくりのための条例です。江別市が目指す、みんなで支え合う笑顔あふれるまちづくりのためにアンケートへのご協力をお願いいたします。（同封のパンフレット・リーフレットを参考に、ご回答ください。）

○回答期限：6月21日（金）までに、ポストに投函またはWEBによる回答

※回答にかかる時間は約10分です

以下の設問について、当てはまる番号に○をつけてください。

問1 あなたの性別をお答えください。

1. 男性 2. 女性 3. その他



問2 あなたの年代をお答えください。

1. 10代~20代 2. 30代 3. 40代
4. 50代 5. 60代 6. 70代以上

問3 市民が主役のまちづくりを進めるために、市民の手で作られた、「江別市自治基本条例」を知っていますか。

1. 内容までよく知っている 2. ある程度知っている
3. 名前は聞いたことがある → 1～3と答えた方は 問4へ
4. まったく知らない → 4と答えた方は 問5へ

問4 問3で1～3のいずれかを回答した方にお尋ねします。「江別市自治基本条例」を何で知りましたか。(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 広報えべつ 2. 市のホームページ 3. 市のパンフレットやリーフレット
4. 新聞 5. 情報公開コーナー 6. 知人や家族を通じて
7. その他（ ）

問5 本アンケートに同封した自治基本条例がわかるパンフレット（わたしたちがつくる
えべつのもち）は、条例の内容がわかりやすく記載されていましたか。

1. 大変わかりやすい 2. わかりやすい 3. ふつう
4. わからない箇所がある 5. まったくわからない

※4. 5のいずれかを答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせください。

問6 本アンケートに同封した自治基本条例のリーフレット（主役はわたしたち！みんなで進めるきょうどうのまちづくり）は、わかりやすいと思いますか。

1. 大変わかりやすい 2. わかりやすい 3. ふつう
4. わからない箇所がある 5. まったくわからない

※4. 5のいずれかを答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせください。

◆市民参加についてお聞きます。(関係条項は 8 ページ*1)

問7 自治基本条例（第24条5項）に基づき、市政（市の計画など）に対して市民が主体的に参加する方法を定めた「江別市市民参加条例」を知っていますか。

1. 内容までよく知っている 2. ある程度知っている
3. 名前は聞いたことがある →1～3と答えた方は 問8へ
4. まったく知らない →4と答えた方は 問9へ

問8 問7で1～3のいずれかを回答した方にお尋ねします。「江別市市民参加条例」を何で知りましたか。(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 広報えべつ 2. 市のホームページ 3. 市のパンフレットやリーフレット
4. 新聞 5. 情報公開コーナー 6. 知人や家族を通じて
7. その他（ ）

問9 市民参加条例では、市民が市政に参加する市民参加の方法として、以下のものを定めています。これまでに**参加したことがあるものをすべて選んでください**。

1. 審議会などの附属機関等委員 2. 意見公募（パブリックコメント）
3. 市民説明会 4. ワークショップ 5. アンケート調査（本アンケート以外）
6. 参加したことがない

○附属機関等

・学識経験者、関係団体、市民等が、話し合いを通じて合意形成を図っていくものです。審議会、委員会、協議会などがあります。

○意見公募（パブリックコメント）

- ・市の重要な計画、方針等の素案を広く市民に公表し、市民から意見や情報をいただくものです。提出された意見等に対して、市の考え方を公表します。

○市民説明会

・市が事業の内容などを市民に説明して、直接意見をいただくものです。

○ワークショップ

・さまざまな立場の市民が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめていく場です。

○アンケート調査

・市民の意向を把握するために、あらかじめ用意された質問について回答してもらうものです。



問１０ 市民の意見を市政に反映させるには、どのような方法が有効だと思いますか。
(３つまで選んでください)

1. 附属機関等 2. 意見公募（パブリックコメント） 3. 市民説明会
4. ワークショップ 5. アンケート調査
6. 手紙やメールなどで市に意見を出すこと
7. 市民参加などについて、意見交換ができる場
8. わからない 9. その他（ ）

問 1 1 附属機関等の公募委員や意見公募（パブリックコメント）の募集、市民説明会等の開催など、市民参加を求める際には、広く市民へ周知されていると思いますか。

1. 十分周知されている 2. 多少周知されている
3. どちらともいえない 4. あまり周知されていない
5. まったく周知されていない 6. わからない

問12 市では、問11の市民参加の情報を以下の方法などによりお知らせしています。
どこかで目にしたことがありますか。(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 広報えべつ 2. 市のホームページ 3. 市のSNS 4. 新聞
5. 情報公開コーナー 6. 市の公共施設（公民館、図書館など）
7. 見たことはない 8. その他（ ）

問13 江別市は、市民参加の機会が十分にあると思いますか。

1. 十分ある 2. 多少ある 3. どちらともいえない 4. あまりない
5. まったくない

※差し支えがなければ、理由をお聞かせください。

$$\left[\begin{array}{c} \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \end{array} \right]$$

問 14 以下の市民参加は、アンケートや市民説明会などに比べ参加者が少ない状況にあります。より多くの市民に参加してもらうためには、何が必要だと思いますか。

(1つだけ選んでください)

- (1) 附属機関等 ※2ページ中段の説明参照

1. 附属機関等をわかりやすい言葉で表現する 2. 開催する時間帯を工夫する
3. 参加方法をわかりやすく知らせる 4. 意見がどのように反映されるか知らせる
5. わからない 6. その他（ ）

- (2) 意見公募（パブリックコメント） ※2ページ中段の説明参照

1. 意見公募（パブリックコメント）の必要性を伝える
2. 意見の提出方法をわかりやすく説明する
3. 意見を出せる案件を増やす
4. 計画や方針の内容をわかりやすく知らせる
5. 提出した意見がどのように反映されるか知らせる
6. わからない
7. その他（

問15 8ページ(※1)にある条例第24条「市民参加の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います。

--

◆市民協働についてお聞きします。(関係条項は 8 ページ*2)

問 16 「協働」とは、市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことです。

江別市は「協働」によるまちづくりが進んでいると思いますか。

1. 非常に進んでいる 2. やや進んでいる方である
3. あまり進んでいない 4. 進んでいない 5. わからない
※差し支えが無ければ、理由をお聞かせください。



()

問 17 「協働」についての意識啓発が、図られていると思いますか。

1. 思う 2. 思わない 3. わからない

※2または3と答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせ下さい。

()

問 18 これまでに、自治会や市民活動団体、ボランティアなど、まちづくり活動に参加したことがありますか。



	現在、積極的に参加している	現在、時々参加している	過去に参加したことがある	参加したことはない	活動自体を知らない
1) 自治会	1	2	3	4	5
2) 市民活動	1	2	3	4	5
3) ボランティア	1	2	3	4	5

1 つでも3または4を選んだ方は (1) へ

(1) 3 または4と回答した方、現在、参加していない理由を教えてください。(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 参加したいが時間がない 2. 参加したいと思う活動がない
3. 他の人と意見が合わない 4. 家族と過ごす時間が少なくなる
5. 趣味に費やす時間が減る 6. 参加方法がわからない
7. 特に理由はない 8 その他 ()

問 19 まちづくり活動に参加するにあたって何が必要だと思いますか。(3つまで選んでください)

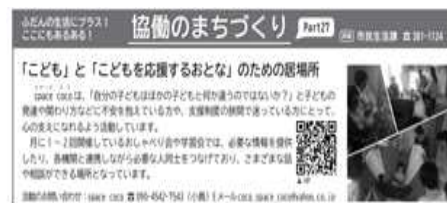
1. 時間 2. 活動する場所 3. 健康や体力 4. 参加するための知識・技術
5. 参加するきっかけ 6. 一緒に活動する仲間 7. 家族の協力や理解
8. 活動団体や活動内容に関する情報 9. 活動に対する関心や興味
10. その他 ()

問20 問19の設問にある「2. 活動する場所」として次の施設を利用したことがありますか。

	よく利用 している	たまに 利用して いる	利用したこ とはないが今後 利用してみたい	利用したこ とはないし今後 も利用しない
1) 公民館・住区会館 (自治会館)	1	2	3	4
2) 市民交流施設「ぷらっと」	1	2	3	4
3) 江別市社会福祉協議会	1	2	3	4

問21 広報えべつで毎月、協働のまちづくり活動を紹介していることを知っていますか。

1. 知っている →1 と答えた方は 問22へ
2. 知らない →2 と答えた方は 問23へ



問22 問21で知っているとは回答した方にお尋ねします。

活動紹介を読んで、協働の活動を身近に感じることができましたか。

1. とても感じられる 2. ある程度感じられる 3. どちらともいえない
4. あまり感じられない 5. まったく感じられない 6. わからない

※差し支えなければ、理由をお聞かせください

問23 8ページ（＊2）にある条例第25条「市民協働の推進」の条文について、ご意見があれば記入願います。

◆情報共有についてお聞きます。(関係条項は 8 ページ*3)

問24 江別市からのお知らせは、主にどのようなものを利用して入手していますか。
(特に利用しているものを3つまで選んでください)

1. 広報えべつ 2. 市のホームページ 3. 市のパンフレットやリーフレット
4. 新聞 5. 情報公開コーナー 6. 市のSNS 7. 自治会回覧
8. 知人や家族を通して 9. その他 ()

問25 江別市や自治会、活動団体などが行っている、まちづくりに関する情報を得やすくするために何が必要だと思いますか。(3つまで選んでください)

1. まちづくりに関する情報をどこで得られるのか周知する
2. まちづくりに関する情報を集めたホームページを作成する
3. まちづくりに関する情報を得られる施設を整備する
4. パンフレットやリーフレットの配布場所を増やす
5. 広報えべつの内容を充実させる 6. まちづくりに関するセミナーを開催する
7. わからない 8. その他 ()



問26 江別市のホームページや広報誌は、あらゆる年代の方にとってわかりやすい内容になっていると思いますか。

- | | | | |
|------------|-------|---------|----------|
| (1) 広報誌 | 1. 思う | 2. 思わない | 3. わからない |
| (2) ホームページ | 1. 思う | 2. 思わない | 3. わからない |

※2と答えた方、差し支えがなければ理由をお聞かせ下さい。

[]

◆危機管理・防災についてお聞きます。(関係条項は 8 ページ*4)

問27 市民の防災・減災※意識の向上や災害弱者への支援について、市が自治会等と連携を図るためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてを選んでください)

1. 市と合同で避難訓練を行う 2. 防災・減災に関する出前講座を実施する
3. 地域の消防団員を増やす 4. 災害等を想定し市と自治会等で役割を分担する
5. 地域住民が協力して地域を守る自主防災組織を作る
6. 高齢者や障がい者など支援を必要とする方の情報を共有する
7. わからない 8. その他 ()

※ 減災とは、災害による被害をできるだけ小さくすることをいいます。

自治基本条例～関係条項の抜粋～

＊１ 市民参加について

第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。

2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。

4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。

5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

＊２ 市民協働について

第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。

3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないように配慮するものとする。

4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

※市民協働とは・・・市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。

＊３ 情報共有について

第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。

2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。

3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。

＊４ 危機管理・防災について

第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。

＊５ 情報公開・個人情報保護制度について

第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(個人情報の保護)

第23条 市は、個人情報の収集や利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。